

『介護職員等特定処遇改善(令和5年度)』に関する取り組み実績について

令和5(2023)年度、介護老人保健施設 虹ヶ丘では、「介護職員等特定処遇改善加算 I」を算定し、次の通り、職員の処遇改善を実施しました。

● 賃金改善の実績

賃金改善項目 = 「特定改善手当」にて改善

賃金改善期間 = 2023年7月分給与～2024年6月分給与

① 勤続10年以上の介護福祉士(経験・技能のある介護職員)

= 職責・勤務状況等に応じて

“月額平均 25,264円～36,431円”を支給

(年収440万円以上=6名/16名中)

② その他の介護職員(①に該当しない介護職員)

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額平均 1,692円～15,012円”を支給

③ 介護職員以外の職員

= 職種・勤務状況等に応じて

“月額平均 0円～30,447円”を支給

～その他～

・介護福祉士・介護職員(パート除く)に対して「介護職員処遇改善加算 I」を算定し

「月額平均26,242円～30,447円」の賃金改善を合わせて実施しました。

・全職種職員(パート職員除く)に対して「介護職員等ベースアップ等加算」を算定し

「月額平均 3,574円～4,005円」の賃金改善を、合わせて実施しました。

● 職場環境等の改善状況(資質向上への支援・労働環境等)は、次の通りです

入職促進・資質向上に関する取組と支援

= 他産業からの転職者、主婦層、高齢者等幅広い採用を実施しています。

= 必要な研修への受講に際した勤務調整等の支援をしています。

労働環境等の改善に関する取組

= 育児介護との両立を目指す職員含め、有休の取得促進他、環境を整備しています。

= 短時間労働者も受診可能な健康診断の環境を整備しています(一部対象外職員有り)。

= 高齢職員に協力を頂き、生産性向上に向けた取組を行っています。

= ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図っています。

(2024.07.29)